

※出生届は、右半分の「出生証明書」欄に医師等が記入したものを病院から受け取った後に記入してください。

↓この欄が空欄の出生届は受付できませんので、ご注意ください。

## 出生届

提出日を記入 → 年 月 日届出

長 殿

	受理 第 年 月 日	年 月 日	発送 年 月 日		
	通知 第 年 月 日	年 月 日	大分県臼杵市長 印		
	書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票
	住民票	通知			

  

(1)	子の氏名 (フリガナ) (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	ウスキ 氏 臼杵	ハジメ 名 元	父母との 続柄 父母と 同居者	<input checked="" type="checkbox"/> 嫡出子 <input type="checkbox"/> 嫡出でない子 ( <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女)
(2)	生まれたとき	令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時 分	
(3)	生まれたところ	※「生まれたとき」「生まれたところ」は 出生証明書に 記載されている内容をそのまま書き写してください。			
(4)	住 所 (住民登録を するところ)	大分県臼杵市大字臼杵72番地1			
(5)	父母の氏名 生年月日 (子が生まれた ときの年齢)	父 臼杵 一郎 平成2 年 1 月 1 日 (満36 歳)	母 臼杵 美津代 平成元 年 2 月 2 日 (満 37 歳)		
(6)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)	大分県臼杵市野津町大字野津市326 番地 1			
(7)	同居を始めたとき	平成30 年 1 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(8)	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(9)	父母の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業			

  

その他

出生証明書中子の名命名前につき空欄

届 出 人

署名 (押印は任意) 臼杵 美津代 印 年 月 日生

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日からかぞえて14日以内に提出してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

日本国籍を有する子の場合、名のフリガナ欄には、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められている読み方を記載してください。

生まれたところが、台湾またはパレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)である場合、地域から記載することができます。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の方を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1 台湾
- 2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつけられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

## 出生証明書

記入の注意

子の氏名	男女の別	1男 2女			
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分	午後 時 分		
出生した ところ及び その種別	出生したところの種別	1 病院 4 自宅	2 診療所 5 その他	3 助産所	
	出生したところの種別1~3 施設の名称	番地 番 号			
(11) 体重及び身長	体重	グラム	身長	センチメートル	
(12) 単胎・多胎の別	1 単胎 2 多胎 ( 子中第 子 )				
(13) 母の氏名	妊娠週数	満 週 日			
(14) この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後死亡した子を含む)	死産児(妊娠満22週以後)	人胎		
(15) 1 医師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。	令和 年 月 日	番地 番 号	(氏名)	

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように1、2、3の順序に従って書いてください。

この欄は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

地方公共団体情報システム機構 宛  
(出生届の届出市区町村長 宛)

申請にあたり、以下について記入してください。  
 氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです  
 住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

①利用者証明用電子証明書暗証番号		<input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書の発行を希望しない
②住民基本台帳用暗証番号【必須】		③券面事項入力補助用暗証番号【必須】
④個人番号カード送付先【住所地以外への送付を希望する場合】		
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由		
⑥連絡先電話番号【必須】		

子の名の漢字と振り仮名については、使用する漢字について原則として「一般的な読み方」である必要があります。詳しくは法務省のホームページから確認していただくか、最寄りの市役所の戸籍担当課にお問い合わせください。

法務省ホームページ

※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつけられず、不利益を被るおそれがあります。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

Q 無戸籍 法務省

連絡先 電話 ( )

自宅・勤務先 [ ]・携帯

午前 時 分受領  住所地確認済  
午後 時 分受領  本籍地確認済

